

	新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針を変更
と き	5月21日（土）決定
と ころ	練馬区役所（豊玉北6-12-1）
<p>都知事は5月20日、現在の感染状況や医療提供体制を踏まえ、都内全域を区域とした、リバウンド警戒期間を5月22日をもって終了し、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、都民および事業者に対し、5月23日以降の取組として、基本的な感染防止対策の徹底等の協力を依頼した。</p> <p>区は、都の方針を受けて、新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針を変更し、5月23日以降、以下のとおり対応する。</p>	

【新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針】（令和4年5月21日付け）

別添のとおり

【問い合わせ】

練馬区 危機管理課 安全安心係 電話 03-5984-1027